鶴見青色申告会　新規入会受付について

鶴見青色申告会ホームページをご覧いただきありがとうございます。
毎年 11 月末で新規ご入会受付を終了させていただいております。
（2026 年度は 11 月 30 日（月）まで）
翌年 4 月から新規入会の受付を再開いたします。

なお、青色申告会への入会の有無にかかわらず、開業届及び青色申告承認申請書の提出が必要です。特に、青色申告承認申請書は、開業日によって提出期限が異なります。

次ページ以降に、開業のタイミングによって異なる青色申告承認申請手続の期限についてまとめました。ご参考にしていただければ幸いです。

所得税の青色申告承認申請手続の期限・タイミングにご注意ください

青色申告するには、所轄税務署長に青色申告承認申請書を提出する必要がありますが、期限内に提出できないと、その年は白色申告となってしまいます。

青色申告承認申請期限は、開業の時期によって異なります。ご自身の開業時期を考慮し、2026 年は青色申告なのか白色申告なのか、ご判断ください。

目次

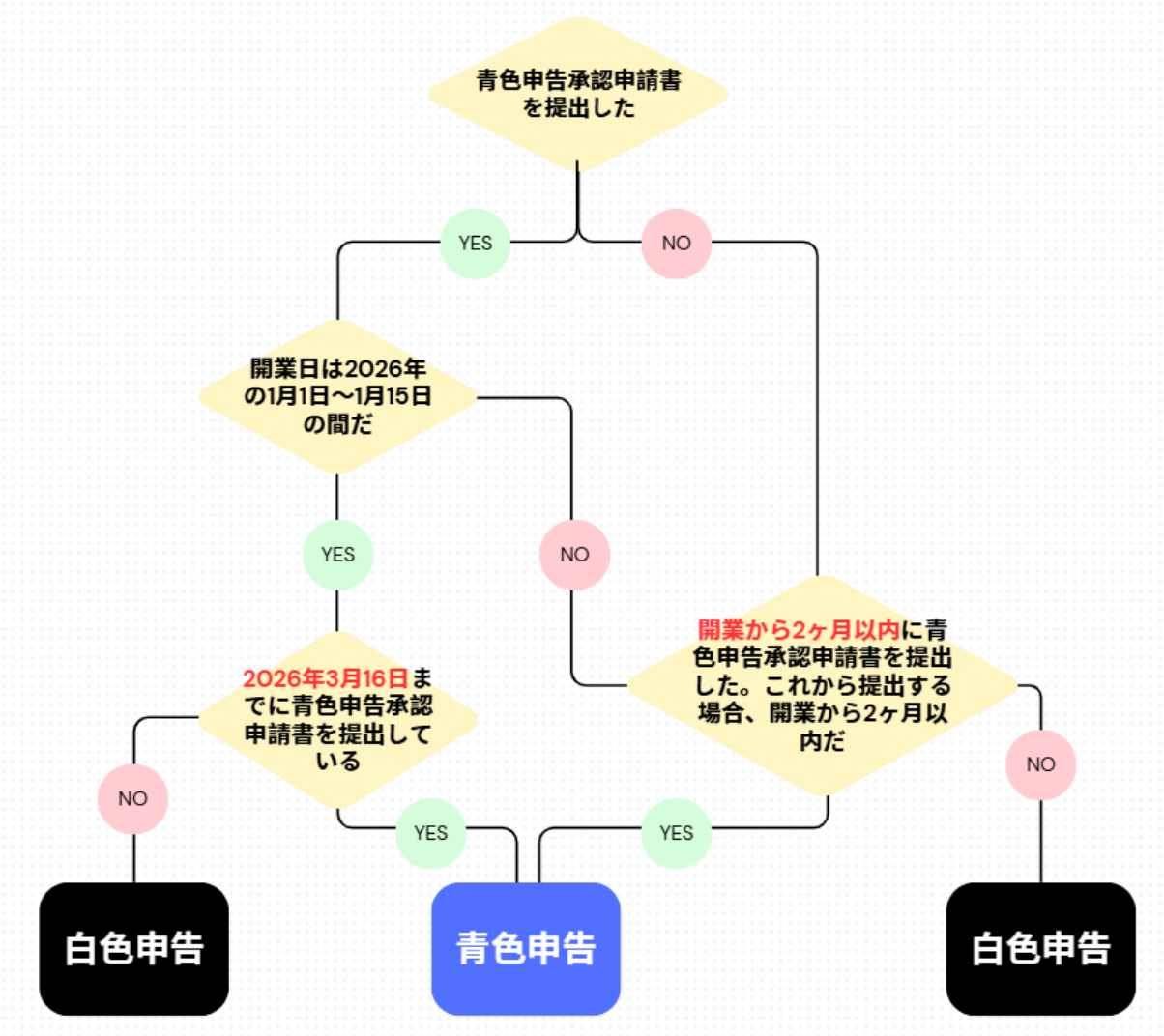
1. 新規に開業した場合
 ①2026 年開業の場合
 ②2027 年中に開業予定の場合
 ③今年に入る前に既に開業(2025 年 12 月 31 日以前開業)していた場合

2. 相続により事業を承継した場合の、青色申告承認申請書を提出するタイミング

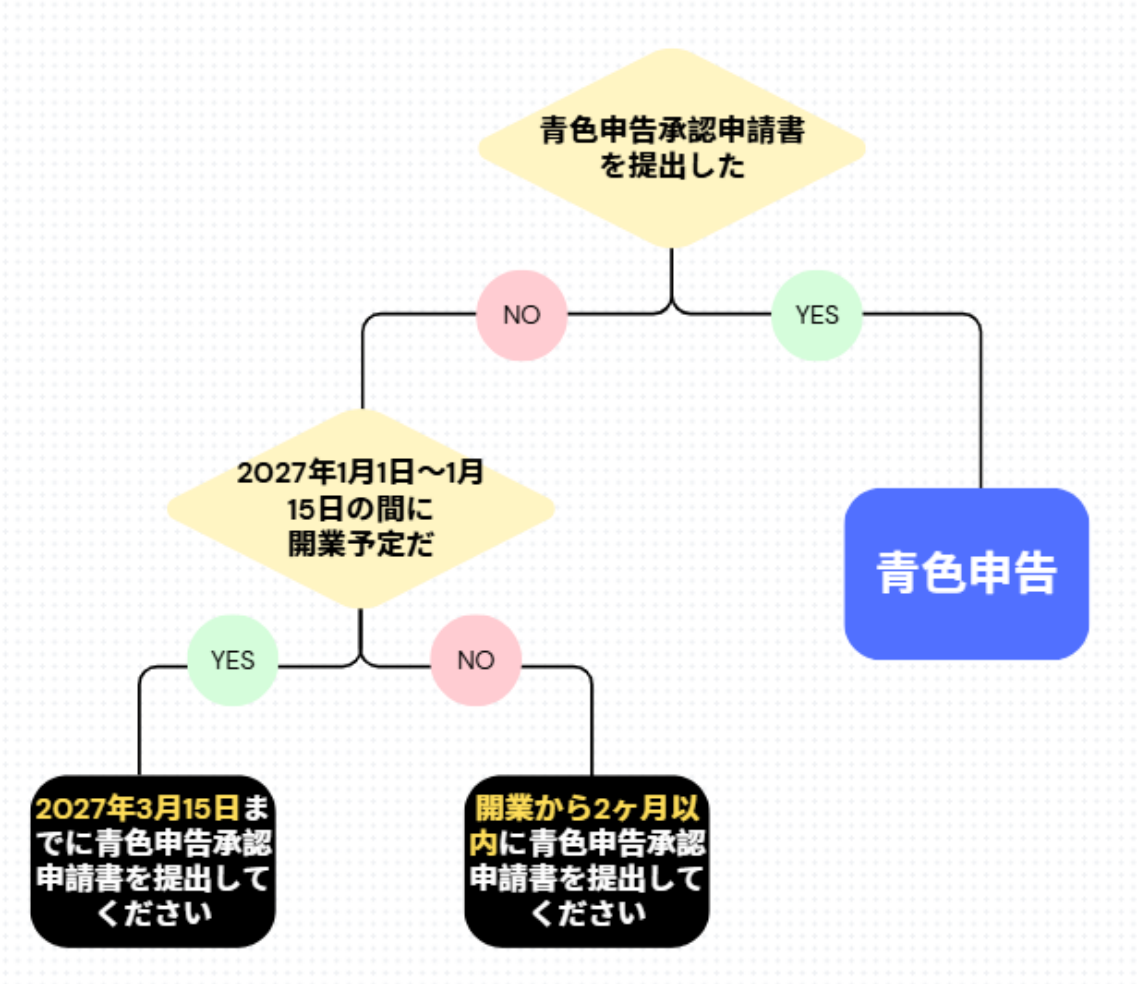
3. 所得税の青色申告承認申請手続き(国税庁 HP)

1. 新規に開業した場合

①2026 年開業の場合



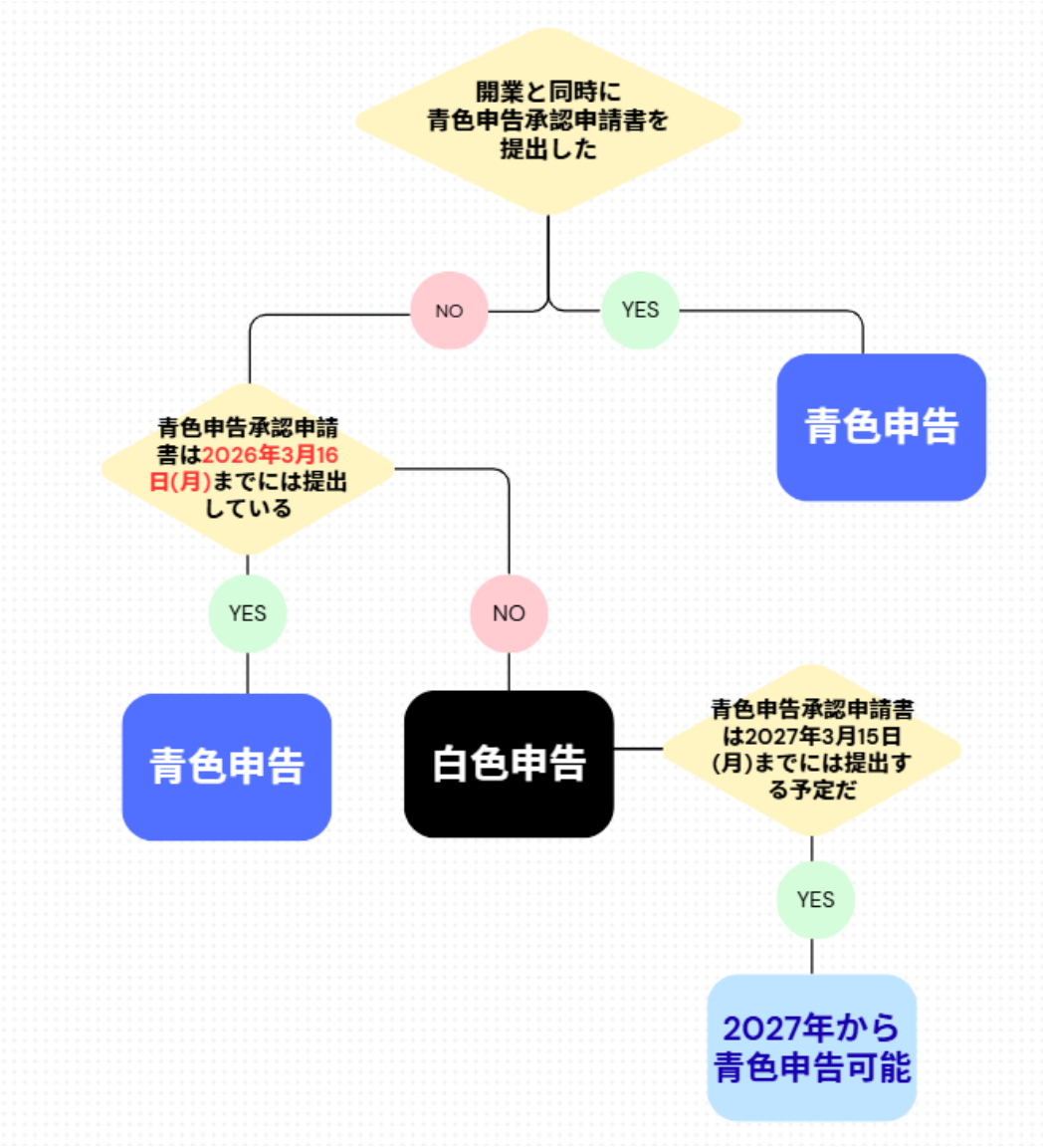
②2027 年以降に開業予定の場合に青色申告をする方法



例 1)2027 年 4 月 1 日に開業予定

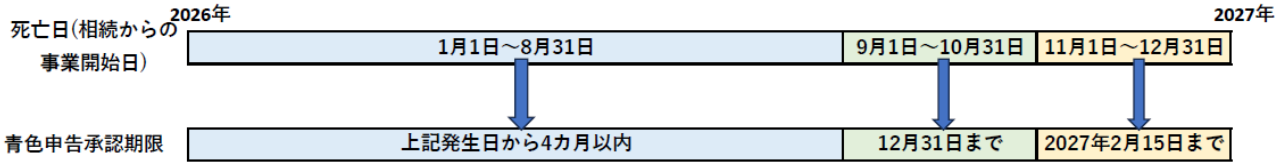
→2027 年 5 月 31 日までに提出して下さい

③今年に入る前に既に開業(2025 年 12 月 31 日以前開業)していた場合



例 1)2025 年に開業し、開業届と同時に青色申告承認申請書も提出している
→開業年からずっと青色申告。もちろん 2026 年分も OK
例 2)2025 年に開業したが、青色申告承認申請書は 2026 年 3 月 16 日(月)までに提出
→2026 年から青色申告〇
例 3)2025 年に開業したが、青色申告承認申請書は 2026 年 3 月 17 日(火)以降に提出
→2026 年は白色申告、2027 年から青色申告
例 4)2025 年に開業したが、青色申告承認申請書はまだ提出していない
→2026 年は白色申告。2027 年から青色申告をするには、必ず 2027 年 3 月 15 日(月)までに提出して下さい。

2. 相続により事業を承継した場合の、青色申告承認申請書を提出するタイミング



・例えば 3 月 1 日に承継した事業を開始した場合、青色申告承認申請期限は 6 月 30 日となります。
・上記の期限を過ぎてから提出した場合、2026 年は白色申告、2027 年から青色申告となります。

3. 所得税の青色申告承認申請手続き(国税庁 HP)

詳しくは以下の URL をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/09.htm